

労働者派遣事業関係業務取扱要領(※令和7年1月施行分)の改正概要

○ 主な改正事項を掲載

令和7年1月16日改正

改正箇所			改正の概要
第6	派遣元事業主の講ずべき措置等	9(5)ニ	労働者死傷病報告の電子化に伴い、派遣先から派遣元事業主に対する労働者死傷病報告及び派遣元事業主から所轄労働基準監督署に対する労働者死傷病報告についての連絡方法を変更するもの。
第6	派遣元事業主の講ずべき措置等	15(5)ニ	健康保険証の廃止に伴い、派遣元事業主から派遣先に対する派遣労働者の社会保険への加入状況についての通知方法を変更するもの。
第6	派遣元事業主の講ずべき措置等	17(5)イ	健康保険証の廃止に伴い、日雇派遣の禁止の例外に該当するか否かの確認に必要な公的書類を変更するもの。
第6	派遣元事業主の講ずべき措置等	21(2)	健康保険証の廃止に伴い、派遣元事業主から派遣先に対する派遣労働者の社会保険への加入状況についての通知方法を変更するもの。
第7	派遣先の講ずべき措置等	3(6)ニ	労働者死傷病報告の電子化に伴い、派遣先から派遣元事業主に対する労働者死傷病報告についての連絡方法を変更するもの。
第7	派遣先の講ずべき措置等	14	健康保険証の廃止に伴い、派遣先が派遣労働者の社会保険への加入状況を確認する方法を変更するもの。
第14	その他	2(5)ト	健康保険証の廃止に伴い、派遣元責任者講習における本人確認書類を変更するもの。